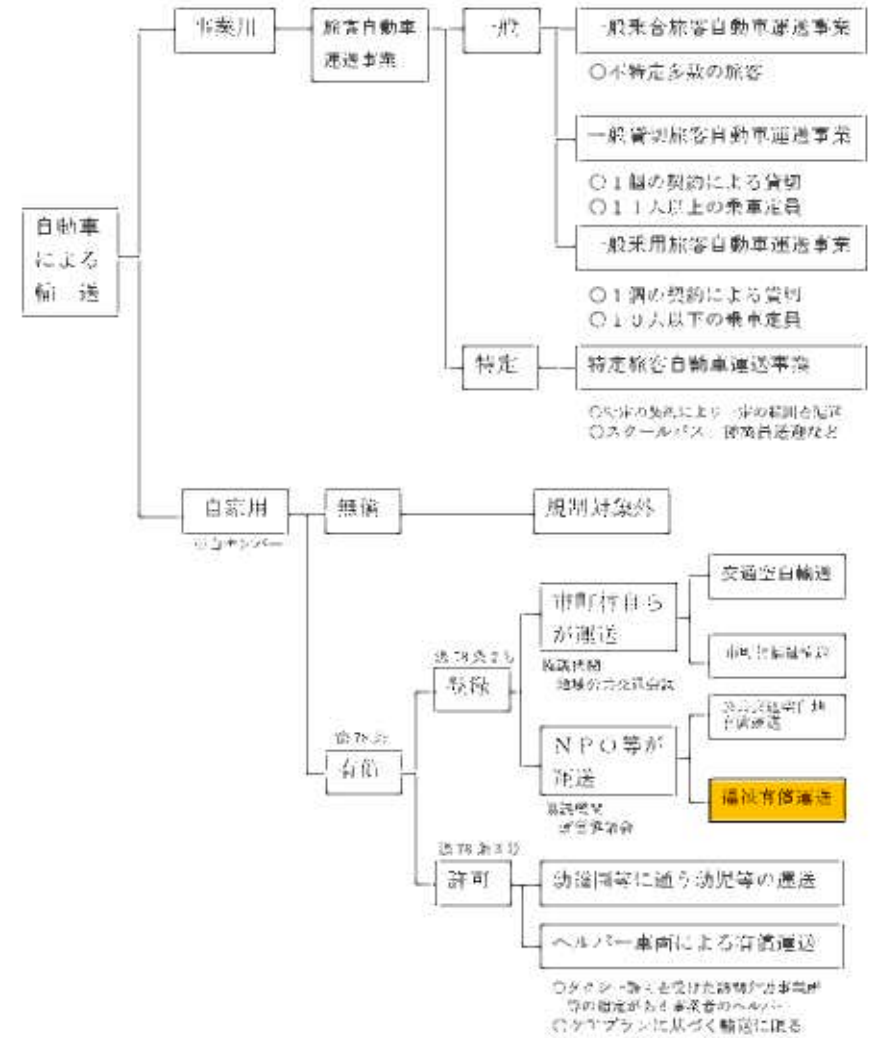


道路運送法について

運送道路運送法の事業区分は業態により、以下のとおり区分されています。



福祉有償旅客運送の制度について

※資料は自家用有償旅客運送事業実施マニュアルより抜粋

平成28年1月22日

北海道運輸局室蘭運輸支局

## 自家用有償旅客運送について

### 1. 自家用有償旅客運送の概要

○「自家用有償旅客運送」とは、バス、タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣の登録を受けた市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する仕組み。

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業（バス、タクシー事業）の許可が必要です。

しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合があります。

このような場合においては、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNPOの法人等による自家用自動車を用いた有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」が創設できるよう、平成18年に法律上明確に位置づけられました。（法第78条第2号）



図 0-1 自家用有償旅客運送とバス・タクシー事業の関係

○自家用有償旅客運送の実施にあたっては、運営協議会（市町村運営有償運送の場合は地域公共交通会議）において合意が調った上で、国土交通大臣の登録を受ける必要がある。

○国土交通大臣は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施。

自家用有償旅客運送を実施する場合は、地方運輸局等、地域住民、交通事業者などで構成する「運営協議会」（または「地域公共交通会議」）において、実施に対する合意が調った上で、国土交通大臣の登録を受ける必要があります。

#### 運営協議会（運輸法第79条の4）

- 【主宰者】 市町村（都道府県も可）
- 【構成員】 地方運輸局（又は運輸支局）、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者 等
- 【協議事項】 ①自家用有償旅客運送の必要性 ②運送の区域 ③旅客から收受する対価

#### 合 意

#### 国土交通大臣の登録（運輸法第79条）

- 【登録要件】 ①バス、タクシーによることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な輸送を確保するための必要であることにつき、地域の関係者が合意していること、  
②運行管理体制、運転者の条件等、輸送の安全確保のために必要な体制等を確保していること。
- 【有効期間】 2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）→協議会の合意に基づき、更新の登録が必要

#### 国土交通大臣による輸送の安全確保等の指導・監督（運輸法第79条の5）

- 運行管理体制、運転者の条件等、輸送の安全確保のために必要な体制等について、指導・監督
- 必要に応じ、監督等により建議、さらに、是正命令や登録の取消等の処分を実施

図 0-2 自家用旅客有償運送の概要

### 2. 自家用有償旅客運送の種別

法第78条第2号の自家用有償旅客運送には次の種別があります。

表 0-1 自家用有償旅客運送の種別

種別	概要
市町村運営有償運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通空白輸送 市町村内の交通空白地において、市町村自らが当該市町村内の住民等の運送を行うもの</li> <li>福祉輸送 当該市町村の住民等のうち、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等であって、市町村に会員登録を行った者等に対して、市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの</li> </ul>
公共交通空白地有償運送	NPOの法人等が交通空白地において、当該地域の住民やその親族等の会員等に対して運送を行うもの
福祉有償運送	NPO法人等が、他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の会員に対して、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

### 3. 登録の流れ

#### (1) 申請できる主体

市町村運営有償運送の実施主体は、市町村です。

公共交通空白地有償運送・福祉有償運送の実施主体は、NPO、一般社団法人又は一般財団法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会及び権利能力なき社団があります。

#### (2) 申請に必要な関係者間の調整

市町村運営有償運送については“地域公共交通会議”、公共交通空白地有償運送・福祉有償運送については“運営協議会”において、予め関係者間の協議を調えることが必要です。

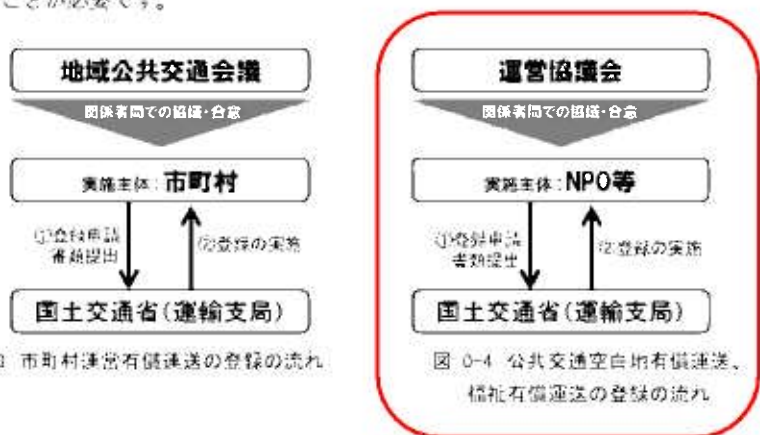


図 0-3 市町村運営有償運送の登録の流れ

図 0-4 公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の登録の流れ

#### ※ (参考) 登録免許税について

四 (国土交通大臣) における専断・権限により登録を行う場合は、新規登録又は変更登録を受けるとき、登記免許税を収める必要があります。

※市町村運営有償運送は対象外です。

表 0-2 登録免許税の額

登録等	税額
法第79条の自家用有償旅客運送業の登録(免許の登録を除く。)	15,000円
法第79条の7第1項の営業登録 (所定省令(※)で定めるものに限り。)	3,000円
※登録免許税法施行規則第16条の2	

### 4. 対価について

#### (1) 概要

##### ① 対価の揭示

旅客から收受する対価については、市町村運営有償運送を実施する事業者及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいよう揭示しなければなりません。また、公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価については、利用者に対し收受する対価等を記載した書類を提示して説明をしなければなりません。対価の額を変更しようとする場合も同様とします。

##### ② 対価の基準

- ・旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ・公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調っていること。

#### (2) 市町村運営有償運送に係る対価の基準等について

- ・市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに関する運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を目安とします。
- ・市町村運営有償運送のうち専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業料金を参考として定めることができるものとします。

### (3) 公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

#### ①対価の範囲

公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送に係る対価は、運送サービスの提供及び当該運送サービスを連続して、又は一体として行われる役務の提供並びに施設の利用に要する費用について、利用者の負担を定めるものであって、以下に掲げる範囲のものとし、

表 0-3 対価の範囲

種別	内容
運送の対価	運送サービスの利用に対する対価
運送の対価以外の対価	運送サービスと連続して、若しくは一体として提供される役務の利用又は設備の利用に対する対価であって、以下のようなものが考えられます。
迎車回送料金	旅客の要請により乗車地点まで車両を回送する場合に適用する料金。
待機料金	旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する料金。
その他の料金	介助料(乗降介助に関する部分に限る。)、初乗料(運送にあたって乗客員を付き添わせた場合の料金)、ストレッチャ、車いす使用料等の設備使用料など。

#### ②対価の設定方法

##### i) 運送の対価

運送の対価は、原則として、次の中から選択するものとします。ただし、これらのいずれにもより難い場合においては、運営協会の合意に基づき、地域の実情に応じた運送の対価の設定を行うことができるものとします。

表 0-4 対価の設定方法

設定方法	内容
距離制	原則として、旅客の乗車した地点から降車した地点までの走行距離に応じて対価を設定するものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。
時間制	旅客を運送するため旅客の指定した場所に到着した時から旅客の運送を終了するまでに要した時間により運送の対価を定めるものであって、初乗りに係る対価と加算に係る対価を定めるもの。
定額制	旅客の運送に要した時間及び距離によらず1回の利用ごとに対価を定めるもの又は予め利用者の利用区間ごとの対価の額を定めるもの。

##### ii) 運送の対価以外の対価

運送の対価以外の対価を設定する場合には、それぞれの対価の額及びそれを適用する場合の基準を明確に定めるものとします。

(注) 会員となるときの入会金、年会費、月会費その他の名目で徴収され、専ら団体の活動の維持・運営に当てられる会費等は、原則としてここでの対価には含まれません。

#### ③対価の設定に当たっての考え方

旅客から収受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方に従って定めるものとします。

##### i) 旅客から収受する対価の水準

旅客から収受しようとする対価は、旅行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次に掲げる基準を目安とします。

表 0-5 対価の設定基準

	基準の内容
A	運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃(ハイカー運賃を除く。)の概ね1/2の範囲内であること。
B	運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること。
C	均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を欠くような対価の設定となっていないと認められること。
D	運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であって、車庫(事務所の車庫を含む。)を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合においては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。
E	公共交通空白地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記の基準によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

(注1) 乗降後の実績に基づき、平均実車キロを算出することができる申請者においては、当該平均実車キロを乗車した場合のタクシーの上限運賃を基準として、上記(D)の考え方を適用することができます。

(注2) 運送の対価以外の名目で、実質的に運送サービスの対価を収受することにより、運送の対価の水準を名目的に上記Aに合致する水準に抑制するなどの操作は認められません。

ii) 対価の適用方法

対価の適用方法は、次に掲げる基準を目安とします。

表 0-6 対価の適用方法

基準の内容	
A	時間制及び距離制の双方を定めることは差し支えないが、それぞれの適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際に予め旅客に対して適用する対価の説明がなされる必要がある。
B	福祉有償運送に係る運送の対価にあっては、1回の契約により乗車定員11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合の対価を定めるものである。このため、Cに規定する複数乗車（1回の運行で複数の利用者を運送する場合であって、旅客1人ずつから対価を収受する場合をいう。以下同じ。）の対価を定めることができる場合を除き、旅客数に応じた運送の対価を収受することはできないものであること。
C	福祉有償運送における複数乗車の対価を定める場合には、旅客1人ずつから収受する対価が明確に定められており、かつ、当該自動車の乗車定員を最大限利用した場合における対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、又は平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシー運賃の額と比較して概ね1/2の範囲内にあると認められるか、いずれかの方法により判断することができる。
D	運送の対価以外の対価を利用者に求める場合は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記すること。

※タクシーの半額等、必要以上に価格の安いことを期して会員等の募集を行うてはなりません。

福祉有償運送の事務手続きについて

新規登録

・新規登録の申請を受け付ける際には、次のとおり申請書と添付書類の提出を求めます。申請を受け付けたら各申請内容を審査します。

ア) 申請書

・下表の内容が記載されていることを以下の補足説明を参考に確認します。  
(法第79条の2第1項)

表 0-1 福祉有償運送の申請内容

様式	申請内容	補足説明
第2-1-1	申請者の名簿、住所、代表者の氏名	
	自家用有償旅客運送の種別	
	運送の区域	A
	事務所の名称及び位置	B
	事務所ごとに配置する福祉有償運送の自家用自動車の数及びその種類ごとの数	C
	運送しようとする旅客の範囲	D

(補足説明)

A) 運送の区域

・市町村が主宰する運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要します。  
・運営協議会が複数市町村の合同で主宰される場合又は都道府県によって主宰される場合は、当該運営協議会の地域の全域とするのではなく、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に関し合理的であり、かつ、当該団体の運行管理が適切かつ確実に実施されると認められる範囲の市町村を定めます。

B) 事務所の名称及び位置

・福祉有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載します。  
(記載する事務所は、主たる事務所、従たる事務所を問いません。)  
・この場合において、申請者が広域的に活動を行っている法人等である場合は、申請書には福祉有償運送を実施する事務所の名称及び住所（活動拠点を定めた場合にはその名称及び住所）を記載します。

C) 事務所ごとに配置する福祉有償運送の自家用自動車の数及びその種類ごとの数

・事務所ごとに法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持込

みの自動車（乗車定員11人未満の自動車であって、福祉有償運送を実施する間、申請者が使用権限を有するものに限る。）の別ごとに、下表に掲げる自動車の台数を記載します（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）。

表 0-2 申請書に記載する車両の種類

	車種	概要
福祉自動車	寝台車	車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備を有する自動車
	車いす車	利用者が車いすのまま車内に乗り込むことが可能な自動車であってスロープ又はリフト付きの自動車
	常用車	ストレッチャー及び車いすの両方に対応した自動車
	回転シート車	回転シート（リフトアップシートを含む。）を備える自動車
普通自動車	貨物運送の用に供する自動車を除く。	

#### D) 運送しようとする旅客の範囲

・次に掲げる者のうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者を対象とします。（施行規則第49条第3号）

- α) 身体障害者福祉法 第4条 に規定する身体障害者（身体障害者手帳を有する者）
- β) 介護保険法 第19条第1項 に規定する要介護認定を受けている者（介護保険被保険者証を有する者）
- γ) 介護保険法 第19条第2項 に規定する要支援認定を受けている者
- δ) その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

・上記 α) 及び β) を対象とする場合は、運営協議会において当該者の身体状況等について運送の対象とすることが適当であることの確認がなされた者です。

・上記 γ) 及び δ) に該当する旅客においては、付添い、見守り等の介助なしには、タクシー等の公共交通機関の利用が困難である者をいいます。

・δ) その他の障害を有する者には、自閉症、学習障害などの発達障害を有する者を含みます。

※福祉有償運送は、ドア・ツー・ドアの個別輸送を原則とするが、上記 α) ～δ) に該当する者のうち、透析患者の透析のための輸送、知的障害者、精神障害者の施設送迎等であって当該地域における運営協議会が必要と認めた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下、「複数乗車」という。）ができます。ただし、この場合において、旅客から收受する対価が施行規則第51条の15の規定及び関係運送の定める基準を満たしていることについて運営協議会の合意がなされていることを要します。

#### (施行規則第51条の15)

##### 旅客から收受する対価の基準

- ・旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して其費の範囲内であると認められること。
- ・合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること。
- ・公共交通や自他有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあっては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が実利を目的としていないと認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会にお

#### E) その他の留意事項

・登録申請書の受理について、申請書記載事項や添付書類の不備等法令に定められた申請の形式的な要件に適合しない申請であることが明らかである場合は、速やかに申請者に対し当該申請の補正を求める必要があります。

（行政手続法（平成5年法律第88号）第

7条）

#### イ) 添付書類

・さらに、申請書に添付する下表の書類が整っている必要があります。

（施行規則第51条の3）

表 0-3 添付書類

様式	申請内容	補足説明
任意	定款等の書類	A
第1号	宣誓書 （いわゆる欠格事由に該当しない旨を証する書類）	B
第2-5号	運営協議会において協議が調っていることを証する書類 （法第51条の7）	C
任意	自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類	D
第4号	自家用有償旅客運送自動車の運転者（乗務員）が必要な要件を満たしていることを証する書類	E・F
第6号	運行管理の責任者の就任承認書	G
第6号	運行管理の体制を記載した書類	G
第6号	整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類	
第6号	事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類	
(第7号)	旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類	H
	運送しようとする旅客の名簿	I

(補足説明)

A) 定款等の書類

- ・申請者である法人等の定款（財団法人にあつては寄附行爲）
- ・登記事項証明書
- ・役員名簿（登記事項証明書により確認できる場合は不要）

【認可地縁団体、権利能力なき社団の申請においては】

- ・団体規約
- ・告示事項証明書（認可地縁団体の場合）  
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第360条の2第12項の証明書）
- ・役員名簿（認可地縁団体の場合）
- ・社団の代表者を定める書類（権利能力なき社団の場合）

B) 宣誓書（いわゆる欠格事由に該当しないことを証する書類）

- ・法人等の代表者が当該法人の他の役員を省めて宣誓することができます。  
なお、以下に該当する場合は、登録を出さなければなりません。

（法第79条の4第1項第1号から第4号）

- 申請者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
- 申請者が法第79条の12の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者で当該取消しの日から2年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前号a) b) 又は次号d) のいずれかに該当する者であるとき。
- 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前号a) b) c) のいずれかに該当する者であるとき。

C) 運営協議会において協議が調っていることを証する書類

- ・申請者の行おうとする福祉有償運送に対して運営協議会における協議に基づく特記事項がある場合には、当該書類にその旨を記載する必要があります。

D) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

- ・自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類として、以下

の2つの書類が必要となります。

- 当該自動車の自動車検査証
  - 自動車の使用者と申請者との間で締結された契約書又は使用承諾書
- ※「契約書」又は「使用承諾書」は、福祉有償運送を実施する間、使用権原及び運送に伴う責任が申請者にあることを定めたものであること。

E) 自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書

類

- ・自家用有償旅客運送自動車の運転者が必要な要件を備えていることを証する書類として、以下の2つの書類が必要となります。

- 運転者免許承諾書
- 運転免許証の写し

- ・加えて、運転者が第二種運転免許を有していない場合には、以下の要件を備えていることを証する書類が必要となります。（施行規則第51条の16第19項）

a) 第二種運転免許保有者で効力が過去2年以内に停止されていない場合で、次の要件のいずれかを備えている場合であること。

- 国土交通大臣が認定する講習（※）を修了していること

（※）施行規則第51条の16第4項の規定に基づき認定を受けた講習実施機関が実施する自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して行う講習

- 一に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること

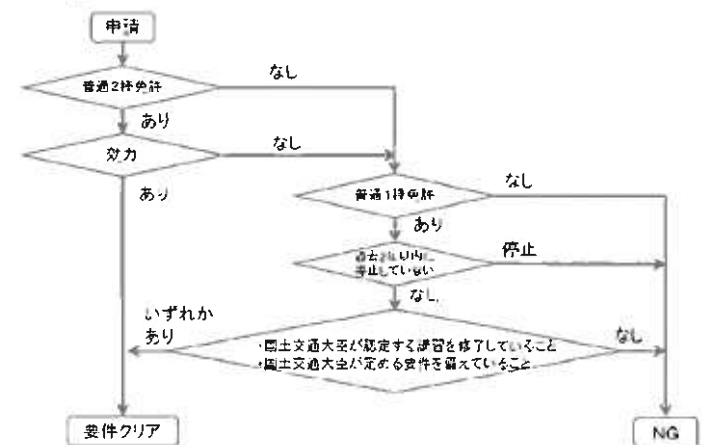


図 0-1 自家用有償旅客運送の運転者の要件

F) 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合の運転者その他の乗務員が必要な要件を備えていることを証する書類（施行規則第51条の3第8項）

・次に掲げる要件のいずれかを備える運転者を乗務させ、又は次に掲げる要件のいずれかを備える者を乗務させなければなりません。

（施行規則第51条の16第3項）

（項）

a) 介護福祉士の登録証の写し

b) 国土交通大臣が認定する講習を修了していることを証する書類の写し

（※）施行規則第51条の16第4項の規定に基づき認定を受けた講習実施機関が実施する自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して行う講習

c) b) に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていることを証する書類の写し

## 福祉有償運送の登録状況について

室蘭管内で福祉有償運送登録を受けている事業者数は以下のとおり。

室蘭支局管内		R28.1.22現在
市町村名	市町村福祉	NPO等福祉
室蘭		2
苫小牧		9
登別		2
白老		5
伊達		3
壮瞥		0
洞爺湖		3
豊浦	○	0
安平	○	0
厚真	○	0
むかわ		2
日高	○	1
平取		0
新冠		0
新ひだか	○	4
浦河		3
様似		1
えりも		1
合計	5市町村	36事業者